

各(総合)振興局
産業振興部長 様
地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大する中、道内においても多数の患者が確認されているところです。

つきましては、各(総合)振興局が発注した工事及び委託業務について、別紙により受注者等に周知するとともに、次のとおり適切に取り扱われるようお願いいたします。

なお、作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明し、これに伴う措置のため受注者(受託者)から工期延期等について協議があった場合には、速やかに報告願います。

記

1 感染予防対応

公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、発注した工事及び委託業務の現場等において、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底するとともに、作業従事者等の健康管理に留意するよう指導願います。

2 発注者への報告等

工事及び委託業務に係る作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明し、施工等に支障が生じる恐れがある場合には、速やかに受注者(受託者)から報告を受け、適切な対応をお願いします。

3 工事中止命令等について

建設工事請負標準契約書書式第19条第2項において、発注者が必要であると認められるときは、工事を中止させることができることとされていますが、新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響で、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、工事の一時中止の指示や工期の延長等の必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

4 委託業務に係る委託期間の延長等について

受託者が新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う影響により、業務の工程に遅れが見込まれ、委託期間の変更請求があった場合は、委託業務標準約款第21条の規定に基づき、委託期間の延長等の必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

〔 事業契約グループ
設計施工グループ 〕

<発出対象：現在契約履行中の受注者（受託者）、今後契約締結予定者>

受注者（受託者）各位

（支出負担行為担当者）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

新型コロナウイルス感染症については、既に関係団体を通じて注意喚起の徹底をお願いしているところですが、全国的に感染が拡大する中、道内においても多数の患者が確認されているところであります。

つきましては、工事現場等において工事等関係者が発熱等の症状が見られるときは作業等を休ませ、外出を控えるよう促すなど感染の拡大防止に向けた取組の徹底をお願いします。

なお、工事等関係者において感染が確認され、施工等に支障が生じる恐れがある場合には、速やかに発注者に対し報告するとともに作業現場等を消毒するなど、さらなる感染の拡大防止に万全を期すようお願いします。

○ 添付資料

- ・道民のみなさまへのお知らせ（新型コロナウイルスを防ぐには）<北海道>

☆アドレス：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/singatafuseguniwa-leaf.pdf>

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）<厚生労働省>

☆アドレス：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

（〇〇（総合）振興局産業振興部〇〇課）